

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第四十六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日  
厚生労働大臣 加藤 勝信

(職業安定法施行規則の一部改正)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令  
第一条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(法第三十条に関する事項)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>1 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ 〆ハ (略)</p> <p>二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ホ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>イ 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ 〆ハ (略)</p> <p>二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ホ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p>	<p>(法第三十条に関する事項)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>1 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ 〆ハ (略)</p> <p>二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ホ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p>